

経済産業省

20180914 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）

改正後	現行
<p>第1 輸入の確認</p> <p>1-1・1-2 (略)</p> <p>1-3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認については、1-2に準じて取り扱うものとする。ただし、輸入公表三の6の(4)及び(5)、<u>7の(1)</u>並びに8の(6)に掲げる貨物に関しては、現品の数量が「事前確認書に記載の数量」を超える分は通関を認めない。</p> <p>1-3-1・1-3-2 (略)</p> <p>1-4 特例扱いに関する確認 (略)</p> <p>1-4-1-1～1-4-2-1 (略)</p> <p>1-4-2-2 携帯品、職業用具及び引越荷物 輸入令別表第2に掲げる「携帯品、職業用具及び引越荷物」の範囲は、次により取り扱うものとする。 1・2 (略) 3 上記の1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあつては、それぞれに定めるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 輸入公表の三の6の(1)、<u>7の(5)</u>又は8の(4)若しくは(5)に掲げる貨物については「携帯品」として、輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については「携帯品、職業用具及び引越荷物」としての取扱いを行わない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1 輸入の確認</p> <p>1-1・1-2 (略)</p> <p>1-3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認については、1-2に準じて取り扱うものとする。ただし、輸入公表三の6の(4)及び(5)、<u>7の(2)</u>並びに8の(6)に掲げる貨物に関しては、現品の数量が「事前確認書に記載の数量」を超える分は通関を認めない。</p> <p>1-3-1・1-3-2 (略)</p> <p>1-4 特例扱いに関する確認 (略)</p> <p>1-4-1-1～1-4-2-1 (略)</p> <p>1-4-2-2 携帯品、職業用具及び引越荷物 輸入令別表第2に掲げる「携帯品、職業用具及び引越荷物」の範囲は、次により取り扱うものとする。 1・2 (略) 3 上記の1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあつては、それぞれに定めるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 輸入公表の三の6の(1)、<u>7の(6)</u>又は8の(4)若しくは(5)に掲げる貨物については「携帯品」として、輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については「携帯品、職業用具及び引越荷物」としての取扱いを行わない。</p> <p>(以下略)</p>